

平成22年5月28日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2009

課題番号：19530534

研究課題名（和文） 高齢期犯罪・受刑者の社会復帰と福祉的支援に関する調査研究

研究課題名（英文） Research Study about the Social Rehabilitation and Social Work Practice for the Elderly Offenders and Inmates

研究代表者

古川 隆司（FURUKAWA TAKASHI）

追手門学院大学・社会学部・准教授

研究者番号：60387925

研究成果の概要（和文）：

本研究は、高齢犯罪者について社会福祉および老年学の立場から実態を掴み、かれらの社会復帰について社会福祉実践の立場から可能性を探索した。高齢犯罪者は、矯正・保護での処遇が困難化して課題となり、触法障害者とともに政策面で社会福祉との連携が図られるようになった。高齢犯罪者へのインタビューを通じ、犯罪とともに社会的孤立を経験し、かれらが老年期の中で人生をやり直す課題に直面すると同時に、社会復帰を希望しても達成できないことへのあきらめを有していることが分かった。実践面では、福祉サービスによる社会復帰の支援も進む中、矯正・保護との連携は円滑でなく、福祉関係者の理解も乏しい。相互の理解と役割の明確化から、矯正・保護と社会福祉の連携が展開していくと考えられる。

研究成果の概要（英文）：

This study purposes is to get understanding the elderly offenders from gerontology, and to explore them social rehabilitation from social work practice. The elderly offenders are growing, and the issue at personal and social problems with criminal handicaps. By interview research for elder ex-prisoners, I have show that the isolation from social relationship, and loses them hope for social participation. And the practice of prison, probation and facility of social work have been cooperate each other, to set forward for social rehabilitation of criminal elderly. Yet many social welfare practitioners haven't understanding the issue of the elderly offenders, and to show to have poor relation in today. I think that to need promote of the coordination criminal policy and social work for super aging society.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	600,000	180,000	780,000
2008年度	300,000	90,000	390,000
2009年度	300,000	90,000	390,000
総計	1,200,000	360,000	1,560,000

研究分野：社会福祉学

科研費の分科・細目：社会学・高齢者福祉

キーワード：高齢犯罪者，刑事施設，地域生活定着支援センター，更生保護施設，連携

1. 研究開始当初の背景

人口高齢化に伴い、高齢者が生活上の困難に直面している。社会福祉による援助は、これを生活困窮としてとらえ、公的扶助や介護保険サービスなどを通じて対処、解決緩和を図ってきたが、家族の小規模化や地域社会における近隣関係の希薄化などから介護の破綻と殺人、心中、ホームレス化や生活に困っての無銭飲食・窃盗など犯罪の加害者となることも増加してきた。

高齢犯罪者の増加が課題となってきたのは刑事政策であった。犯罪者処遇は本来、刑罰を課して社会内処遇を通して就労による更生が基本であり、これは生産年齢人口を前提としており、高齢犯罪者にとってこのような社会復帰は困難であり、社会的な援護を要する存在へ社会福祉が対応する必要があると考えられた。このため本研究を開始する当初、刑務所や更生保護施設における高齢犯罪者への処遇について「社会的援護を要する状態」としていかなる対応を行っているか実態をつかむ必要があった。

その後、厚生労働科学研究により触法障害者の実態調査と社会復帰に関する調査研究が行われ、また刑事政策の各方面で「福祉的援護を要する犯罪者」について関心が高まってきた。また刑事政策の専門的指導・助言を得るべく、研究代表者が龍谷大学矯正・保護研究センターに研究員として参加し、その関係から厚生労働科学研究「触法・被疑者となった高齢・障害者の支援に関する研究」班に研究協力者として参加することとなった。この結果、先駆的な実践研究の知見を最大限活用することができるようになったと同時に、研究に着手当初調査実施を予定していた刑事施設・更生保護施設などに加え、関係者による紹介などを経て地域生活定着支援センターなど関係機関・専門職へも実施していくこととなった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、以下の三点である。第一に高齢犯罪者の実態を把握し、刑事政策による犯罪者処遇における対応の現状を把握することである。第二に、刑事政策における高齢犯罪者への処遇など社会復帰に対する実践を収集・分析し、福祉的援護の必要性について明らかにすることである。第三に社会福祉からみて高齢犯罪者の社会復帰へ関わる意義を考察、高齢期の犯罪者が社会生活と人生を「やり直す」ことおよびそのための援助のあり方を考察することである。

3. 研究の方法

本研究は社会福祉の立場から刑事政策とくに矯正・保護に関する制度施策を通じた犯罪者処遇の現状を理解することが前提である。このため、まず刑務所・保護観察所・更生保護施設・など関係機関における現状を把握し、刑事処分を経て社会復帰する処遇の実践過程の実際を理解することから始めた。そこで第一に、刑事政策に関する文献・調査報告書など先行研究のレビューを行うこととした。

第二に刑務所や更生保護施設への見学・処遇担当職員ならびに保護司や教誨師など関係する人々へのインタビュー調査を実施、調査を通して処遇事例やこれら関係者の考えについて収集・分析することとした。

また第三に、調査を通じて本研究の趣旨を理解してもらった関係先を通じ、受刑者・釈放された高齢犯罪者へのインタビュー調査を行い、当事者からみた高齢期の犯罪や社会復帰の困難さを質的に分析することとした。同様に、福祉事務所や地域生活定着支援センターなど社会福祉の側で触法障害者や高齢犯罪者を受け入れる施設機関および刑事施設・更生保護施設に配属されるようになった社会福祉士へのインタビュー調査を通じ、社会復帰のための実践の現状を把握・分析し、課題を明らかにしていくこととした。

また第四に、調査機会の得がたい犯罪者本人へのインタビューを補完するべく、表象文化論・文学社会学の手法を援用し、犯罪者や犯罪者処遇をとりあげた文学作品に表象されるかれらの心的過程・おかれた社会状況等を解釈・分析することとした。

4. 研究成果

(1) 第一に先行研究のレビューを行った結果、社会福祉学・老年学・犯罪学・犯罪社会学等ではほとんど先行研究がなく、わずかに矯正・保護の実務家による研究論文は5点程度しかなかった。参考のため海外の文献レビューも実施したところ、英国・米国など先進国で単行本が刊行されていた。このため日本での調査報告は、犯罪白書、法務省法務総合研究所（以下法総研）・矯正協会中央研究所（以下、中央研究所）による調査研究に限定されることとなった。これらの中でとくに法総研研究部報告 37 (2007) では高齢犯罪者の実態を特別調査により分析し今後の刑事政策における課題を整理していた。また中央研究所の研究紀要 (2000・2001) に所収の廣井・濱井らによる調査論文では、高齢受刑者への意識調査および担当職員への調査し、処遇上

の課題と今後への問題提起が試みられていた。これらによると、高齢犯罪者のうち懲役刑を受け受刑する者の多くが累犯であり、釈放後の帰住先がなく、医療・年金など社会保険も未加入である。また受刑ならびに自身の贖罪意識については、他罰的で計画性や他者との協調性が低く、社会適応が困難である場合が多い。このため個別的対応を要するが、心身の加齢による疾病への罹患・要介護状態に陥るリスクがあるため、医療・福祉による措置を要するとされた。

また行政文書開示請求を行い、刑務所からの釈放時保護調整の記録を過去5年分入手した。この中から、刑務所からの釈放にあたり帰住先のない受刑者の受け入れについて、福祉関係機関・福祉施設・医療機関との連絡調整が頻繁に行われていることが分かった。

(2) 以上を踏まえ、刑務所(社会復帰促進センター・少年刑務所を含む)のべ9か所、更生保護施設のべ20か所、保護司1名・教誨師1名・更生保護施設の協力雇用主へのインタビュー調査を実施、高齢受刑者・高齢犯罪者の現状・処遇とその取り組み上の課題、また社会復帰や受刑者の悩み等について聞き取りを行った。調査は、守秘義務に関する誓約書等を提出、許可の得られた条件で半構造的インタビューをそれぞれ1～3時間ずつ行った。結果はテキストデータに書き起こし、調査協力者の査読を受けて分析をした。この結果、刑務所・更生保護施設では医療・福祉ニードの高い高齢犯罪者の処遇において、何らかの形で社会福祉による支援を必要とし、処遇担当職員は福祉・医療関係機関との調整にあたり、行政機関のタテ割りや刑事政策への理解が得られないことで苦慮していることが明らかとなった。しかし、社会福祉士との連携については、福祉関係職への十分な理解が得られていないことも分かった。またA刑務所で試行的に取り組まれた高齢受刑者向けの更生教育プログラムの参与観察の許可を得た。

また保護司・教誨師へのインタビューでは、対象者へ寄り添い、彼らに応じた相談や環境調整が試みられていることが分かった。

関連して実施した、福祉関係者や地域生活定着支援センター職員に対するインタビュー調査はのべ15名に対して実施した。この中で、刑事政策との接点や対象者に対する見方の違いに戸惑う意見が多く聞かれた。また、実務上専門用語や支援を要する状況分析の視点の違いなどが、刑事政策と社会福祉の実践面で大きな差であることがわかった。

(3) また高齢犯罪者へのインタビュー調査では、更生保護施設2か所の協力を得て60歳以上の対象者を選定してもらった。本人へ

の説明を行い、同意を得た上実施した。実施人数は5名(男性4名・女性1名)、年齢は60歳前半から70歳後半、罪名は殺人・強盗殺人・窃盗・銃刀法違反等、刑期は6カ月から17年であった。

かれらは、犯罪以前から社会関係が乏しくなり、多くが家族関係で早期の親との離死別や関係の悪化、離婚などを経験している。また職業生活も多くが安定した就労から不安定就労に移っていく中で犯罪をなしている。累犯者では、繰り返し職や稼働手段・住居地を転々としている場合が多く、その都度やり直しを試みるがうまくいかず犯罪に走った経験を有する。

かれら自身がとらえる老いや高齢期への備えについては、多くが不安定な就労であり年金・医療保険に未加入で、生活保護を受けていた者もいた。「夫婦で静かに暮したい」という者もいたが「まだ老後など先の話」「仕事を探して駄目なら福祉を受けて生活すればよい」など、計画性の低さが窺われた。人生の中での意味づけに対する質問の回答を若年層の贖罪意識と比較したところ「人生のいい勉強」など大きな差がなく、積み重ねる人生というより、その場をしのぐ経験はしているが、贖罪の前提となる反省が行えていない者が多かった。

また、老年期を迎えたかれらの社会復帰が、社会へ適応していくだけでなく、老年期ゆえの生活課題に再び直面している現状があることも看過しがたい事実として明らかとなった。

(4) 以上から、本研究のまとめとして、次の3点があげられる。第一に、高齢犯罪者の実態である。かれらは年齢上社会的自立が困難でありつつも、機会が与えられれば社会復帰をしていく意欲がある。反面、累犯者には就労や生活困難を対処していく意欲が高くなく、社会サービスに依存する意識があることがわかった。刑務所や更生保護施設では適応できるが、社会で地域住民として生活していくためには、福祉・就労などに加え、社会関係を維持するような関わりが継続的にあることが条件となってくると考えられる。

第二に高齢犯罪者の処遇に関わる刑事政策の実践面の課題である。刑事政策は国の司法制度・行刑制度の改革を経て、雇用や福祉・教育等幅広い関係先との連携が進んでいる。裏返せば、多様化した受刑者への処遇の困難化と、釈放など社会復帰における福祉・医療等との連携が不可欠となっている。だが、社会福祉に対する理解が必ずしも十分でない。同様に社会福祉も、刑事政策の対象となっている触法障害者・高齢犯罪者などへの理解や協力について、理解は示すものの具体的な受け入れ・協力は十分でない、行政の措置

委託を受けてきた時代と異なりサービス提供という立場に立っている福祉施設等のモラルハザードや、犯罪者に対する偏見も否定できない。今後協力が求められていく両者が、それぞれの公益性と社会的使命を理解・共有していく努力が必要である。

第三に高齢犯罪者が人生の中で罪を償っていくということを社会的課題として考える必要がある。従来は就労して更生し社会復帰していく過程がコンセンサスを得ていた。しかし、今後高齢化がいつそう進めば、高齢社会における罪の償い方を考える必要が出てくるのではないかと考えられる。

今後の課題として、これらの結論を継続的な調査を通じ、高齢化する犯罪者の処遇と更生そして社会復帰についてより深く分析し、社会的課題の解決につながるよう課題提起と解決の試案を実践現場とともに考えていく必要がある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計7件)

○古川隆司「高齢犯罪者の増加と社会福祉の関係、課題」龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報第5号、175-190頁、2008年

○古川隆司「オーストラリアにおける犯罪者の社会内処遇と日本への示唆」追手門学院大学オーストラリア研究所、オーストラリア研究紀要第34号、75-86頁、2008年

○古川隆司「犯罪者の孤独と生活世界-吉村昭『仮釈放』をめぐって-」追手門学院大学社会学部紀要3号、151-158頁、2009年

○古川隆司「高齢犯罪者の釈放前調整におけるソーシャルワークとの連携」(財)日立みらい財団、犯罪と非行第160号、209-223頁、2009年

○古川隆司「高齢犯罪者の更生保護における課題と福祉的援護」龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報第6号、120-130頁、2009年

○古川隆司「高齢犯罪者の釈放前調整における外部との連携について」(財)矯正協会、刑政第121巻第2号、76-85頁、2010年

○古川隆司「犯罪者のライフコース観-水上勉『その橋まで』を手がかりに-」追手門学院大学社会学部紀要第4号、73-83頁、2010年

[学会発表] (計11件)

○古川隆司「家庭内における介護殺人・虐待の個別心理化と社会的要因」日本老年社会科学会第49回大会ポスター報告(札幌市教

育文化会館) 2007年6月

○古川隆司「家庭内における介護殺人・虐待の社会的要因についての予備的考察」日本高齢者虐待防止学会第4回大会口頭報告(関東学院大学) 2007年7月

○古川隆司「高齢受刑者・保護観察者の処遇と社会復帰に関する研究(1)」日本社会福祉学会第55回大会口頭報告(大阪市立大学) 2007年10月

○古川隆司「高齢犯罪者の社会復帰-社会福祉の立場から-」日本刑法学会第86回大会ワークショップ「高齢者犯罪」発題(神戸国際会議場) 2008年5月

○古川隆司「高齢犯罪者の処遇に対する社会的インパクト」日本老年社会科学会第50回大会ポスター報告(大阪府立大学) 2008年6月

○古川隆司「虐待・介護殺人事件の加害者支援に関する研究(1)」日本高齢者虐待防止学会第5回大会口頭報告(海外職業訓練センター) 2008年7月

○古川隆司「高齢犯罪者の社会復帰における社会環境調整の現状と福祉的支援の課題」関西社会福祉学会 2008年度研究大会口頭報告(神戸学院大学) 2008年2月

○古川隆司「高齢犯罪者の社会復帰を妨げる要因(1)」日本老年社会科学会第51回大会ポスター報告(パシフィコ横浜) 2009年6月

○古川隆司「虐待・介護殺人事件の加害者支援に関する研究(2)」日本高齢者虐待防止学会第6回大会口頭報告(ウィルあいち) 2009年7月

○古川隆司「高齢受刑者・保護観察者の処遇と社会復帰に関する研究(2)」日本社会福祉学会第57回大会口頭報告(法政大学) 2009年10月

○古川隆司「高齢犯罪者の社会復帰における社会環境調整の現状と福祉的支援の課題(2)」関西社会福祉学会 2009年度研究大会口頭報告(関西福祉科学大学) 2010年3月

[図書] (計2件)

○浜井浩一編『家族内殺人』洋泉社、2009年(第5章「高齢者の殺人は今日の社会を映す鏡である」を分担執筆(古川隆司))

○浜井浩一編著『刑事司法統計入門』日本評論社、2010年(第7章「高齢者の犯罪と社会福祉」を分担執筆(古川隆司))

[産業財産権]

○出願状況(計0件)

○取得状況(計0件)

[その他]

ホームページ等は特記なし。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

古川 隆司 (FURUKAWA TAKASHI)

追手門学院大学・社会学部・准教授

研究者番号：60387925